

平成13年11月19日(月)  
15時00分～17時00分  
経済産業省別館944号室

## 第3回

# 社会保障審議会医療部会

## 議事次第

### 1 医業経営について

(意見陳述)

- ・ 八代尚宏参考人  
( (社)日本経済研究センター理事長)
- ・ 松山幸弘委員  
(富士通総研経済研究所主任研究員)

### 2 その他

## 社会保障審議会医療部会委員名簿

|    |     |     |                     |
|----|-----|-----|---------------------|
|    | 麻 生 | 渡   | 福岡県知事               |
|    | 跡 田 | 直 澄 | 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授  |
|    | 井 上 | 哲 夫 | 三重県四日市市長            |
|    | 小山田 | 惠   | 全国自治体病院協議会会長        |
|    | 櫻 井 | 秀 也 | 日本医師会常任理事           |
|    | 佐 々 | 英 達 | 全日本病院協会会長           |
|    | 猿 田 | 享 男 | 慶應義塾大学常任理事          |
|    | 仙 波 | 恒 雄 | 日本精神病院協会会長          |
| ※  | 高 木 | 剛   | 日本労働組合総連合会副会長       |
| ○※ | 高 久 | 史 麿 | 自治医科大学学長            |
|    | 高 梨 | 昇 三 | 日本経営者団体連盟参与・環境社会部長  |
|    | 辻 本 | 好 子 | ささえあい医療人権センターCOML代表 |
|    | 豊 田 | 堯   | 日本医療法人協会会長          |
|    | 永 富 | 稔   | 日本歯科医師会副会長          |
|    | 中 西 | 敏 夫 | 日本薬剤師会副会長           |
|    | 奈 良 | 昌 治 | 日本病院会副会長            |
|    | 野 中 | 一二三 | 京都府園部町長             |
|    | 羽生田 | 俊   | 日本医師会常任理事           |
|    | 樋 口 | 範 雄 | 東京大学法学部教授           |
|    | 福 島 | 龍 郎 | 安田健康保険組合理事長         |
|    | 松 田 | 鈴 夫 | 国際医療福祉大学客員教授        |
|    | 松 山 | 幸 弘 | 富士通総研経済研究所主席研究員     |
|    | 森 山 | 弘 子 | 日本看護協会副会長           |
| ※  | 渡 辺 | 俊 介 | 日本経済新聞社論説委員         |

○印は部会長

※印は社会保障審議会委員

(五十音順、敬称略)

社会保障審議会医療部会（第3回）資料

平成13年11月19日（月）

## 目 次

- 医療部会の進め方（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 医療機関の経営に関する各方面からの指摘等・・・・・・・・ 3
- 開設者別病院数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 医療分野の労働者派遣に関する指摘等・・・・・・・・・・ 8
- 労働者派遣について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 医療部会の進め方(案)

- 平成13年9月17日(月) 医療提供体制の改革について  
これまでの経緯の説明と意見交換  
(特に医療経営と医療の情報提供について)
- 10月18日(木) 「21世紀の医療提供の姿」について  
厚生労働省試案の説明と意見交換  
(特に医療の情報提供について)
- 11月19日(月) 医療経営について  
参考人等からの説明と意見交換
- 12月19日(水) 医療の情報提供について  
参考人等からの説明と意見交換

- 平成14年1月中旬 医療の情報提供について  
論点or素案の提示と意見交換
- 2月上旬 医療の情報提供について  
部会としての意見とりまとめ
- ※ 情報提供について、パブリックコメント
- 2月下旬 「21世紀の医療提供の姿」について  
部会としての意見書とりまとめ
- 3月上旬 「21世紀の医療提供の姿」について  
部会としての意見書とりまとめ
- ※ 情報提供について、年度内に告示改正

## 医療機関の経営に関する各方面からの指摘等

◎経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」

(平成13年6月26日)

- ・ 医療機関の経営に関する情報の開示・外部評価（外部の専門家による経営診断・監査の実施等）等を行うことにより、医療機関経営の近代化・効率化の促進
- ・ 医療機関の設備投資原資の調達が多様化の促進
- ・ 医療資源の効率的利用（高額医療機器の共同利用・稼働率の向上）の促進
- ・ 株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討
- ・ 医療機関運営のコスト削減の推進（医療サービスのIT化の促進、電子カルテ、電子レセプトの推進）

◎総合規制改革会議「中間とりまとめ」（平成13年7月24日）

- ・ 株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討
- ・ 病院経営と医療管理との分離により、医療機関の運営の効率化を促進するため、病院運営についても、法人運営のマネジメントを導入するため、理事長要件を廃止（13年度中）
- ・ 医療機関の広告及び情報提供に係る規制の抜本的見直し（13年度中）

(総合規制改革会議「中間とりまとめ」の続き)

- ・医療機関の経営情報を開示し、医療機関の収益構造、業務内容を明らかにすることにより、医療機関の透明度を高め、医療の改善を図る。

◎産業構造改革・雇用対策本部「総合雇用対策」(平成13年9月20日)

- ・医療機関経営のあり方の見直しについて、平成13年度から検討を開始

◎厚生労働省「医療制度改革試案—少子高齢社会に対応した医療制度の改革」

(平成13年9月25日)

- ・医療機関経営情報開示の在り方、医療法人における組織、運営など医療経営の近代化・効率化方策を検討するため、検討会を設置(平成13年度)

◎経済財政諮問会議「改革工程表」(平成13年9月26日)

- ・「医療機関の経営に関する規制の見直し(株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討、理事長要件の廃止を含め見直し平成13年度中に結論)」について平成14年3月までに措置
- ・「医療機関の業務内容等の経営情報の開示の促進」について平成14年3月までに措置

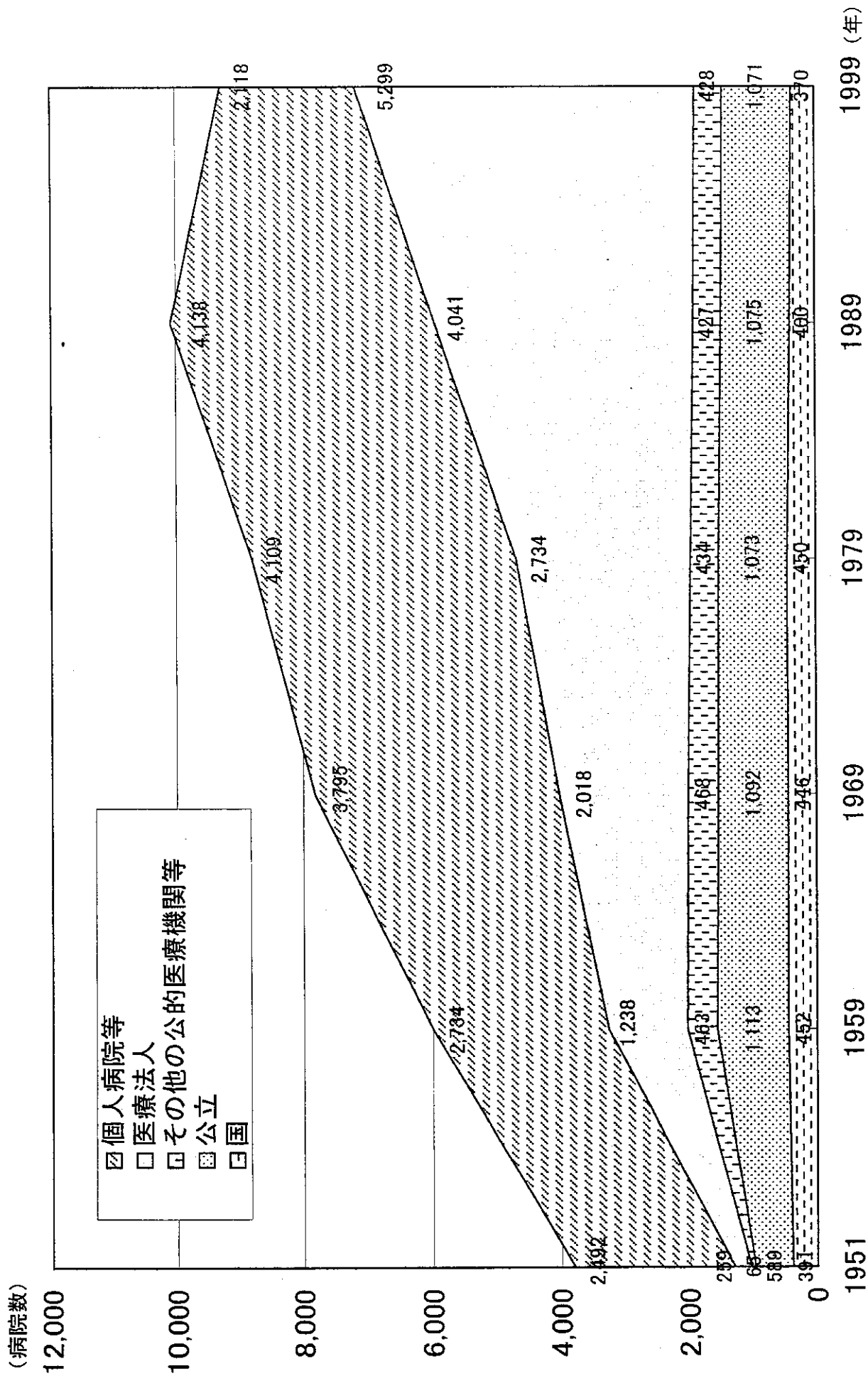


## 開設者別病院数

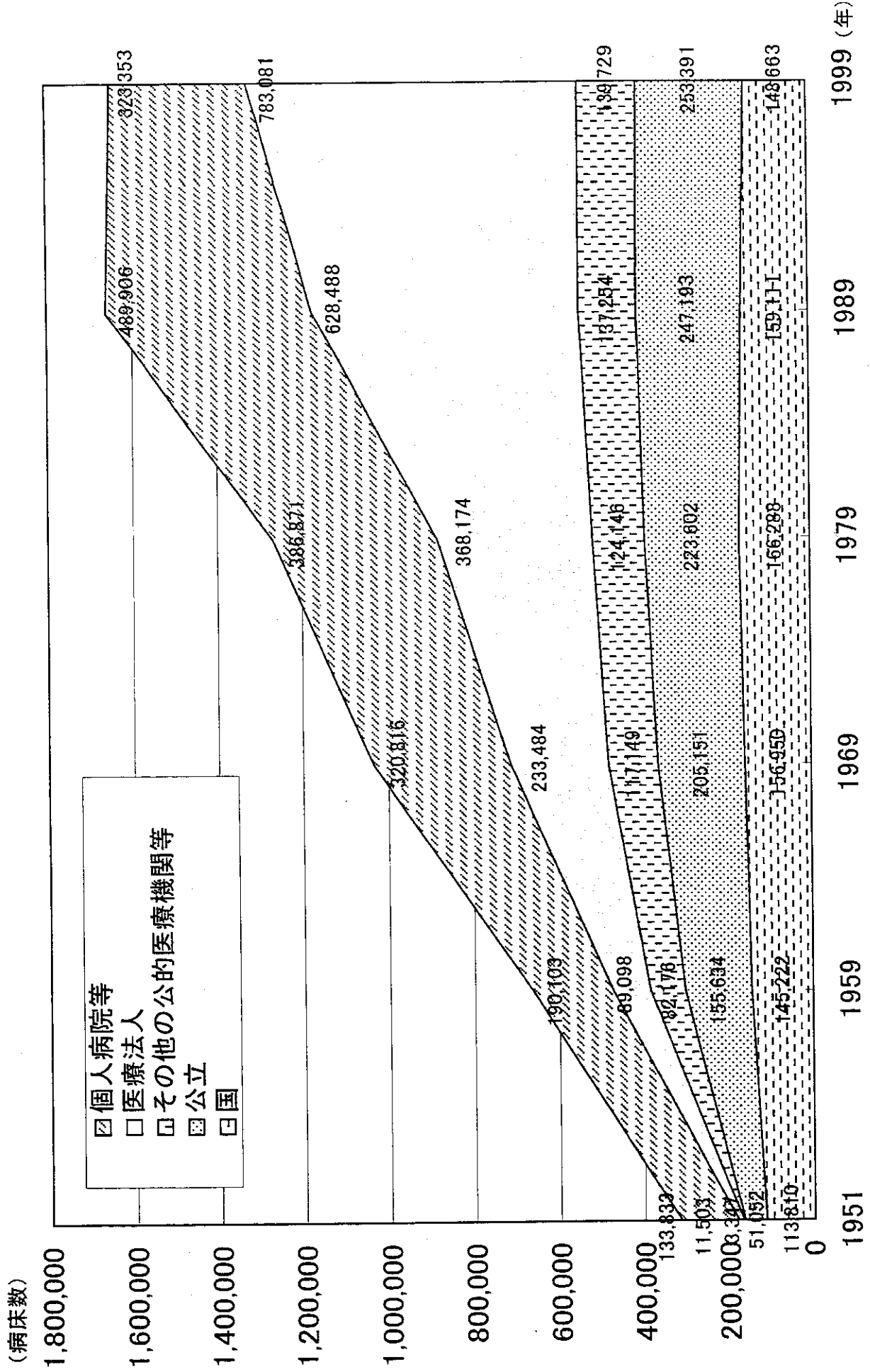
| 開設者種別  | 病院数   | 内 訳                                       |
|--------|-------|---|
| 国      | 370   | 厚生省229、文部省61 他                            |
| 公的医療機関 | 1,368 | 自治体1,071、日赤95、<br>済生会76、厚生連116、<br>北社協7 他 |
| 社会保険団体 | 131   |   |
| 公益法人   | 394   |   |
| 医療法人   | 5,299 |   |
| 学校法人   | 98    |   |
| 株式会社   | 68    |   |
| 個人     | 1,281 |   |
| その他の   | 277   | 宗教法人、社会福祉法人等                              |
| 総数     | 9,286 |   |

資料) 平成11年度医療施設調査 (平成11年10月現在)

# 病院数の推移



# 病床数の推移



## 医療分野の労働者派遣に関する指摘等

### ◎総合規制改革会議「中間とりまとめ」(平成13年7月24日)

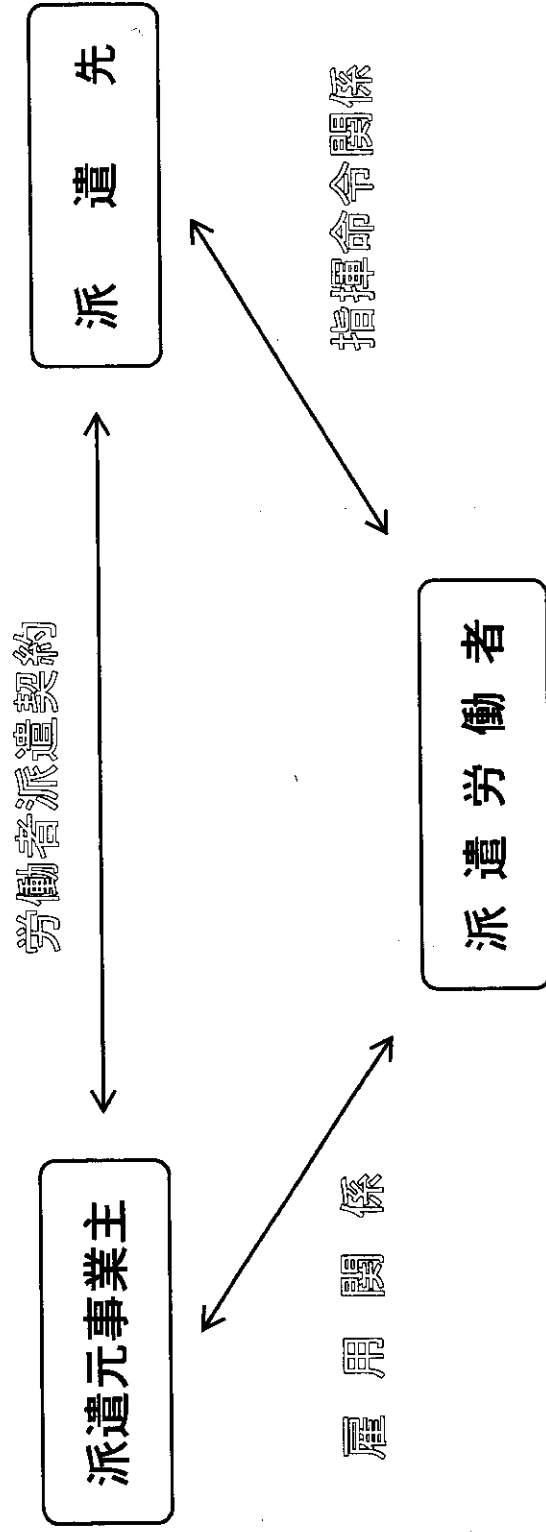
- ◇医療分野に従事する専門的な人材の最適配置を可能とするため、現在、政令で特に禁じられている医師・看護婦などの医療関連の業務の派遣に関する規制を撤廃するべきである。【平成14年度までに実施】

### ◎経済財政諮問会議「改革先行プログラム」(平成13年10月26日)

- ◇医療分野の労働者派遣規制の見直し(検討・結論)  
【平成14年3月までに措置】

## 労働者派遣について

労働者派遣とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることをいい、これを業として行う場合を「労働者派遣事業」という。派遣労働者と派遣元事業主との間には「雇用関係」が、派遣労働者と派遣先との間には「指揮命令関係」だけがある。



労働者派遣法第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一 港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)

二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)

三 警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないとして認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

(労働者派遣法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

労働者派遣法施行令第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条に規定する医業

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十七条に規定する歯科医業

三 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)第十九条に規定する調剤の業務(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(第八号において「病院等」という。))において行われるものに限る。)

四 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務(他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができるとされている業務を含む。)

五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第二項に規定する業務(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る。)

六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項に規定する業務

七 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する業務

八 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第一項に規定する業務(病院等において行われるものに限る。)

医療は、医師又は歯科医師を中心に、看護婦（士）、薬剤師、診療放射線技師等の専門職が一つの「チーム」を形成し、当該チームにより提供されている。したがって、適正な医療の提供のためには、チームの構成員が互いの能力や治療方針等を把握し合ひ、十分な意思疎通の下に業務を遂行することが不可欠である。一方、労働者派遣事業においては、派遣労働者の決定・変更は専ら派遣元事業主が行うものであり、派遣先が派遣労働者を特定できないため、チーム内に派遣労働者が含まれると人も特定されず、派遣元事業主の都合によって差し替えられる労働者が含まれることとなり、チームの構成員による互いの能力把握や意思疎通が十分なおおそれ強い。また、医療は、適正に実施されるか否かが即人の身体生命に関わるものであり、業務の適性の確保については特に慎重に判断すべきものである。こうしたことから、医療関係業務が適用除外業務とされているものである。

（出典：詳解労働者派遣法 高梨昌編著）